

令和4年11月1日

東京都中野区本町二丁目54番11号
株式会社レオパレス21
代表取締役社長 宮尾 文也

東京都中野区本町一丁目12番8号
株式会社アズ・ライフケア
代表取締役 武田 浩

吸収分割に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

株式会社レオパレス21（以下「レオパレス21」といいます。）及び株式会社アズ・ライフケア（以下「アズ・ライフケア」といいます。）は、レオパレス21及びアズ・ライフケアの間の令和4年8月26日付で吸収分割契約を締結し、令和4年11月1日を効力発生日として、レオパレス21がシルバー事業（以下「本事業」といいます。）のうち、有料老人ホーム22施設を除く40施設に係る事業に関して有する権利義務をアズ・ライフケアに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
令和4年11月1日

2. レオパレス21における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、簡易分割（会社法第784条第2項）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

① 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、簡易分割（会社法第784条第2項）に該当するため、該当事項はありません。

② 会社法第787条の規定による手続の経過

レオパレス21は、会社法第787条第4項に基づき、新株予約権者に対し

て公告を行いました。レオパレス 21 に対して新株予約権の買取請求を行った新株予約権者はいませんでした。

③ 会社法第 789 条の規定による手続の経過

レオパレス 21 は、令和 4 年 9 月 1 日付で債権者に対し、本吸収分割をする旨、債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨等を官報及び電子公告により公告した結果、下記の債権者より異議が述べられました。

記

東京都港区芝 3 丁目 2 番 8 号

オリックス自動車株式会社 代表取締役 上谷内 祐二

以上

上記については、債権者と協議の上、かかる債権者の有する債権に関し相当の担保を提供しました。

3. アズ・ライフケアにおける事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 に基づく請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

① 会社法第 797 条の規定による手続の経過

アズ・ライフケアの株主はレオパレス 21 のみであり、レオパレス 21 はアズ・ライフケアの特別支配株主に該当することから、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

② 会社法第 799 条の規定による手続の経過

アズ・ライフケアは、令和 4 年 9 月 1 日付で債権者に対し、本吸収分割をする旨、債権者が一定の期間内に異議を述べる旨等を官報及び電子公告により公告いたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割によりアズ・ライフケアがレオパレス 21 から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

アズ・ライフケアは、本吸収分割の効力発生日である令和 4 年 11 月 1 日をもって、レオパレス 21 から本事業に関する権利義務を承継しました。本吸収分割によりアズ・ライフケアがレオパレス 21 から承継した資産及び負債の額は 1,805,780,354 円及び 780,173,981 円です。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

令和 4 年 11 月 1 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

(1) 株主総会

レオパレス21は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

アズ・ライフケアは、会社法第796条第1項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

(2) 労働者保護手続

レオパレス21は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第7条に基づき、労働者の理解と協力を得るよう努め、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条に基づき、労働者と協議を行いました。また、レオパレス21は、労働契約承継法第2条に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いました。

以上